

平成30年5月18日

研究等の活動に係る行動規範

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター
理事長 高橋 彰

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターは、研究及び調査（以下「研究等」という。）の信頼性と公正性を確保することを目的として、研究等の活動に携わる研究者等並びに研究費の執行に関わる役員、事務職員及び派遣会社社員に求められる基本的な事項を定める。

1 法令の遵守

研究等の実施、研究費の使用に当たっては、法令や関係規則を遵守する。

2 研究等活動

自らの研究等の立案、計画、申請、実施及び報告などの過程において、本規範の趣旨に則って誠実に行動する。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存を徹底し、ねつ造、改ざん、盗用、その他の研究倫理に反する行為などの不正行為を為さず、また加担しない。

3 他者との関係

研究等の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め、適正に取り扱う。また、他者の知的財産権に係るものに関しては、これを尊重し、守秘義務を遵守する。

4 差別の排除

研究等の活動において、人種、性別、地位、思想、信条、宗教等により個人を差別せず、公平に対応し、個人の自由と人格を尊重する。

5 利益相反

自らの研究、調査、評価等において、個人と所属機関又は異なる組織間の利益の相反に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

6 不正行為等への対応

不正行為等が発生した場合、その是正に努めなければならない。また、不正行為等が現に行われ、若しくは行われたことを知ったときは、それを放置せず、迅速に、適切な措置をとる。